

# ひろしまけん 交通指導員だより

2013.11  
第20号

発行：広島県環境県民局  
県民活動課  
(交通安全対策室)

平成25年広島県交通安全  
年間スローガン  
「点滅で  
止まれる君は  
金メダル」



## ☆交通指導員活動状況☆

10月3日交通指導員研修会を開催しました

10月3日、広島県庁講堂で交通指導員研修会を開催しました。

参加者は市町・安全協会の指導員さんなど総勢99名。研修会では、マツダ株式会社スベシヤリストバンク登録者宮本克巳氏による講義「防衛運転の薦め」、尾道市、三原市、安佐北安全協会の交通指導員さんらによる活動紹介、県交通安全協会が導入した交通安全体験車を利用した交通安全教室など、地域の交通安全啓発活動に生かせる内容が、盛りだくさんでした。

参加者の皆さんからは、「自分の運転を過信せず、基本に戻り自分の身は自分で守る大切さを教わった。」「宮本氏講義」、「ゲーム感覚で楽しめ、全部やりたくなった。」「交通安全体験車」、「ハラハラドキドキでも楽しく、非常に良い経験をした。」「歩行環境シミュレータ」、「各地区の交通安全の具体的な取り組みが良くわかり、大変参考になった。」「交通指導員活動紹介」などの、感想をいただきました。

遠方からお越しいただき、また、長時間お付き合ひ下さり、ありがとうございます。

なお研修で使用した「交通安全体験車」と、「歩行環境シミュレータ」は県交通安全協会貸出しをされていますので、積極的にご利用ください(県安全協会)082-51312723)



SCORPIO



「歩行環境シミュレーター」



県警交通企画課管理官の講義

## 12月1日から道路交通法等が一部改正されます

「自転車でも路側帯を通行するときは、左側を通行することになります」

改正道路交通法が12月1日から一部施行され、自転車の路側帯通行は、左側通行に限られます。違反した場合「懲役3カ月以下または罰金5万円以下」の罰則が科せられます。

### 《路側帯って?》

路側帯とは歩道がない道路のうち、道路の端に設けられた歩行者や自転車の通行スペースで、車道と白線で隔てられているものです。自転車などの軽車両は、これまで歩道がない道路では、左側・右側どちらの路側帯も通行することができましたが、12月1日からは、進路の左側の路側帯に限定されることとなります。

### 《他に何が変わったの?》

●自転車の検査等に関する規定が加まりました。警察官は、制動装置不良と認められる自転車が、運転されている時は、自転車を停止させ、その自転車の制動装置について検査できるようにしました。警察官の指示に従わなかったり、検査を拒み妨げた場合には、5万円以下の罰金となります。

その他、無免許運転及び無免許運転補助行為等に対する罰則が強化されています。



〔制御装置の基準〕  
「前車輪及び後車輪を制動」し「乾燥した平坦な舗装路面で、時速10kmのとき3m以内で円滑に停止できる」

# 年末交通事故防止県民総ぐるみ運動

☆実施期間

十二月十一日（水）～二十日（金）

☆運動の重点

「飲酒運転の根絶」

- お酒を飲んだら絶対に車を運転しない。
- 車を運転する人にはお酒を勧めない。
- 飲酒運転者に対する車両の提供、酒類の提供、車両への同乗にも厳しい罰則や運転免許取消などの行政処分がある。
- 「高齢者の交通事故防止」
- 道路を渡る前には必ず周囲を確認しましょう。
- 高齢ドライバーに対しては、思いやりのある運転をしましょう。



「点滅で止まれる君は金メダル」

年末交通事故防止県民総ぐるみ運動  
開始式及び飲酒運転根絶コンサート

12月11日(水) 午後4時50分から  
広島駅新幹線口広場で開始式と、警察  
音楽隊のコンサートが実施されます。  
ご参加ください!!

飲んだら乗るまあ、乗るなら飲むまあ  
飲酒運転は犯罪です!

県民一人ひとりが「飲んだら絶対に  
運転しない」という強い意識を持つこ  
とが必要だ。飲酒運転根絶を最重要課  
題として、街頭啓発、交通安全運動の取  
組に力をいれています。ハンドル  
宴会等の場においては、ハンド  
キーパー（自動車では飲食店などに行  
場合に、お酒を飲まずに仲間を自宅ま  
で送り届ける人）を決めたり、運転代  
行等を依頼するなど、「飲酒運転は絶  
対にしない、させない、許さない!」  
という意識を持って、飲酒運転を根絶  
しましょう。

「飲酒運転根絶宣言店」を募  
集しています。

「飲酒運転根絶宣言店」は、酒類提供飲食  
店を対象に、ドライバーへ酒類を提供しない  
ことを宣言するお店のことです。

飲酒運転根絶の趣旨に賛同いただき、積極  
的な申し込みをお待ちしております。

詳しくは、県庁県民活動課（交通安全対策  
室）まで問い合わせください。

TEL 082-513-2723

